

次に第一条は、条文の見出しを従来から「ごさいます」条例のスタイルとして趣旨という形で改めるということと、条文の整備を行います。わかりやすい条文にしようというものでございします。

次に第七条でございしますが、本条は給料の支給方法を規定したものでございまして、この際全文を改正し、実態に合った規定に改めようとするものでございまして、第一項は給料は月の一日から末日までの期間にかかわる給料の全額を月一回に支給するということ規定でございします。

改正前の規定では必要と認める場合、給料の計算期間を月二回に分け、それぞれ給料月額額の半額を支給することとがございまして、さうなうになつておりましたが、このような方法はいままで行つたこともございせんし、今後も行ふことは予測されませんので、この際現状に合った形で改正をさせていただかうもののでございします。

第二項は、給料の支給日と市規則で定めるということを規定したものでございします。

次に第八条第三項及び第九条第二項の改正につきましては、用語の整備でございまして、第九条第二項第五号については、不適当用語の改正でございまして、不具、廃失者というものを重度バ身障害者というように改めようとするものでございします。

次に第九条第三項は、今回の給与改定に伴うものでございまして、扶養手当の額を改めまして、配偶者の扶養手当を三百円引き上げまして、一万二千三百円、その他の者に対する扶養手当を二百円引き上げまして五千五百円というふうにするものでございします。

また第十条の三 第二項の改正につきましては、住居手当の額に関するものでございまして、これも今回の給与改定に伴うものでございまして、職員に支給します住居手当の限度額を三百円引き上げまして、月額六千二百円といたしまして、同条第二項中「月額

「範囲等」というような用語を使っておりますが、これを明確にするために「範囲及び支給額等」というように条文整備をいたそうとするものでございます。

第十六条、十七条でございますが、宿日直手当に関する規定でございまして、当市においては昭和四十六年から勤務時間外または休日における庁舎等の宿日直は専任当直員制度に切り換えておりまして、一般行政職による宿日直制度は廃止しておりますので、こ

ますので、したがいましてその規定は必要なくなりましたので、こ

の際、削除しようとするものでございますが、本条は管理職手当次の十八条の三に関する改正でございますが、本条は管理職手当の支給を受けております職員に対しまして、この支給の適用除外をしようとする規定でございますが、今回の改正に伴いまして、新たに第十二条一項に定めます、いわゆる特殊勤務手当、これを適用除外にいたそうとすることと加えるとともに、前述いたしました十六、十七条あるいは十七条、これを削除したため、条文の校正備を

しようとするものでございます。

次に第十九条から第二十二条までの改正でございますが、これは単なる用語の整備でございます。

次に別表の改正でございますが、これは本年の給与改定のいわゆる中心でございまして、別表の改正につきましては、昭和五十七年三月一日にわたり制度を廃止をいたしましたことに伴いまして、同年七月に改正をされて以来の改正ということに相なります。

その内容について申し上げますと、まず表の全体では平均四千八百円の引き上げ額となっており、改定率は一九七%となっております。

その内訳を等級別に申し上げますと、一等級が五千九百円、改定率二・〇%、二等級が四千九百円、改定率一・七九%、三等級が三千八百円、改定率一・五一%、四等級が五千円、改定率二・三一%、五等級が四千五百円、改定率一・九七%と相なっております。

このように改正されました表を適用して、それぞれの等級、号級に該当する職員で実質の改定額を算出いたしますと、一等級が平均六千円の引き上げで一・九八%の改定率、以下二等級が四千八百円で一・八二%、三等級が三千四百円で一・八六%、四等級が四千円で一・三三%、五等級が四千三百円で一・〇三%となっております。

この改定率を給料、扶養手当、調整手当、住居手当と通勤手当を合算いたしました、いわゆる基準内給与で見ますと二・〇一%ということになりました、わずかではございますが国の改定率を〇・〇二%下回り、東京都の改定率と比較をいたしますと二・四九%下回っております。一応給与改定の率を表現する場合には、たいま申し上げましたような基準内給与で一応改定されたその率を称して改定率というふうに申しております。御参考までに申し添えます。

それから各市の給与改定の状況について、新聞でも報道されてお

るわけでございますけれども、当市を含む五市程度が国の改定率を下回っております、その他の市においては、大かた国と同じような形で改定をされているようにございます。

なお、今回の改定におきまして、以前から議会から強い御指摘となつていましてありますところの職務の責任と複雑困難を考慮いたしましたいわゆる職務給の導入を給料表の中づいたして作成しろという御指示もいただいておりますが、御案内のとおり、ヘラの改定率はまことに低い形で決定をされております。したが

いまして数字の上ではあまり現われておりません。これについては引き続き十分研究とさせていただきますというふうに考えております。ただ率につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一応三等級職員、二つといった職員についての改定率は相当下回っております。そういったことで、全体の今後のラスパイルスとの比較における動向とい

たしましては、若干国の給与に対して近づいている、ラスがだんだん下がるというような傾向にはあるんじゃないかと想像しております。

次に改定後の初任給について申し上げますが、高卒で十万一千七百円、短大卒で十一万一千九百円、大学卒で十二万二千六百円というふうに相なっております。

なお、本年度の給与改定に伴います財源は、御案内のとおり各会計とも当初予算ですでに給与改定を予測いたしましたして、三〇の財源を留保しておりますが、今回の給与改定を実施しますと、その必要額は一般会計で約三千八百万円、特別会計を合わせますと、約四千三百万円程度に相なるわけでございます。

次に附則について申し上げます。

第一項、第二項につきましては、条例の施行日等について規定したものでございまして、本条例の施行日を交付の日からといたしまして、改正後の条例は、昭和五十八年四月一日にさかのぼって適用をしようとすることを定めようとするものでございます。

第二項は給与の内払いについて規定したもので、改正前々々々例に基きまして、昭和五十八年四月一日から条例施行の日の

前日までに支払われた給与というものは改正後の規定によりて支払われました給与の内払いであるということとを定めようとするものでございます。

以上、まことに雑駁な説明でございしますが、何とぞ慎重御審議をいただきまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号は総務委員会に付託したいと思惟しますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。

よって議案第二十九号は総務委員会に付託することに決定
いたしました。

議長（田村市郎君）以上をもって本日の日程は全部終了いたし
ました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後一時 二十四分 散会

写

福総庶発第三千百六十七号

昭和五十九年三月十三日

福生市長 田村 匡 雄 印

福生市議会議長

田村市郎 殿

追加議案の送付について

昭和五十九年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第二十八号 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

二 議案第二十九号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一 回福生市議会

定

例

会会議録(第五号)

昭和五九年 三月二十六日福生市議会議場に第一 回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	東田	正治	君
十五番	加藤	謹之助	君
十三番	小野	沢久	君
十一番	原	敏子	君
九番	上野	重勝	君
七番	井上	寅吉	君
五番	赤星	行人	君
三番	村野	和一郎	君
一番	林田	武	君

十八番	堀	川	實	君
十六番	高水	惣八	君	
十四番	仲村	清信	君	
十二番	遠藤	洋一	君	
十番	木村	徳藏	君	
八番	石川	保	君	
六番	齋藤	葵	君	
四番	石川	泰一	君	
二番	左原	博	君	

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	田村市郎君	二十二番	村尾栄次君
二十三番	本林田治男君	二十四番	

一 欠席議員は次のとおりである。

二十四番 関米吉君

一 欠員は次のとおりである。

一 議事 森田進君 議事 島田平治君 臨時速記事務 川久保友子君 補佐員

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事 森田進君 議事 島田平治君 臨時速記事務 川久保友子君 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	長田村匡雄君	助役	古谷徳男君
収入役	高水求君	教育長	森田猛君
企画財政部長	生子国利君	総務部長	浅見裕康君
市民部長	井上久男君	福祉部長	須崎進君
建設部長	内田和雄君	教育次長	八木房雄君
監査委員事務局長	森田武君	選挙管理委員会事務局長	篠崎寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十九年第一回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

開議日時 三月二十六日（月）午前十時

日程第一 議案第五号

福生市議会議員及び市長の選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二 議案第二十八号

福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第三 議案第六号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第四 議案第二十九号

福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第五 議案第七号

福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第六 議案第八号

福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第七 議案第九号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第八 議案第十号

福生市の一般職の職員の定年等に関する条例

（審査報告）

日程第九 議案第十三号

昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第六号）

（審査報告）

日程第十 議案第十四号

昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

（審査報告）

日程第十一 議案第十五号

昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第十二 議案第十六号

昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）

（審査報告）

日程第十三 議案第十七号

昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第十四 議案第十八号

昭和五十九年度福生市一般会計予算（審査報告）

日程第十五

議案第十九号

昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計予算
(審査報告)

日程第十六

議案第二十号

昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計予算
(審査報告)

日程第十七

議案第二十一号

昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区
画整理事業会計予算
(審査報告)

日程第十八

議案第二十二号

昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算
(審査報告)

日程第十九

議案第二十三号

昭和五十九年度福生市受託水道事業会計予算
(審査報告)

日程第二十

議案第二十四号

市道路線の認定について
(審査報告)

日程第二十一

議案第三十号

昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第七号)

日程第二十二

陳情第五十九―二二二

外国人登録法(指紋押捺など)の是正に関する陳情
書

日程第二十三

閉会中の継続審査申し出について

日程第二十四

特定事件の継続調査について

日程第十五

議案第十九号

昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第十六

議案第二十号

昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計予算

日程第十七

議案第二十一号

昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算
(審査報告)

日程第十八

議案第二十二号

昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算
(審査報告)

日程第十九

議案第二十三号

昭和五十九年度福生市受託水道事業会計予算
(審査報告)

日程第二十

議案第二十四号

市道路線の認定について
(審査報告)

日程第二十一

議案第二十五号

昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第七号)

日程第二十二

議案第二十六号

昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第八号)

日程第二十三

議案第二十七号

昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第九号)

午前十時五十分 開議

○議長(田村市郎君) ただいまから昭和五十九年第一回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長(田村市郎君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたしてきます。

(本林田議会議事務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

二、陳情書の受理について(別添参照)

三、昭和五十九年度福生市一般会計予算の正誤について(別添参照)

○議長(田村市郎君) 以上で報告は終わりました。

○議長(田村市郎君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 宮沢良一君登壇)